

2009年度父母連要求アンケート

2009年6月

草加市保育園父母会連合会

みなさんが日頃感じている、保育園や子育ての願いや心配、要望などを教えてください。みなさんからのご意見やご回答にもとづいて、父母連の今後の活動の方向性や市への要望等につなげていきます。記入していただきましたら、各父母会のポストへ入れていただくなどして父母会単位で集めて集計した後、父母連事務局に届けていただくようにします。よろしくお願いいたします。

1. 保育料について ※お子さんが2人以上保育園に在園されている方は、複数お答えください。

草加市の保育料は適切だと思いますか。

- ①とても高い ②高い ③適切 ④安い ⑤とても安い

ご回答 _____ (現在お子さんは何歳児クラスですか?… () 歳児クラス)

- ①とても高い ②高い ③適切 ④安い ⑤とても安い

ご回答 _____ (現在お子さんは何歳児クラスですか?… () 歳児クラス)

- ①とても高い ②高い ③適切 ④安い ⑤とても安い

ご回答 _____ (現在お子さんは何歳児クラスですか?… () 歳児クラス)

2. 保育料の改定について (既に05年4月より実施) ※現在の保育料表については裏面をご参照ください。

(1) C階層における保育料の引き下げ(1000円～2000円)についてどう思いますか。

- ①良い ②やめて欲しいが仕方がない ③やめて欲しい ④その他

ご回答 _____

(2) 最高階層D17に新たな階層D18・D19を追加し、高額所得世帯への保育料増額徴収(最高額76000円の保育料)を実施していることについてどう思いますか。

- ①良い ②やめてほしいが仕方がない ③やめて欲しい ④その他

ご回答 _____

(3) きょうだい減免の実施を含めて、保育料に関してのご意見やご希望があれば教えてください。

3. 延長保育料の徴収について (既に05年4月より徴収を実施)

※延長保育を実施していない園の保護者の方もご回答ください。

(1) 7:00～7:30、18:30～19:00の延長保育を実施している園では、延長保育を利用する児童に対し3,000円を上限とした保育料の10%の延長保育料を徴収しています。このような延長保育料の徴収についてどう思いますか。

- ①良い ②やめてほしいが仕方がない ③やめて欲しい ④その他

ご回答 _____

(2) 上記のように思われる理由やどのように延長保育料を改定して欲しいか?延長保育について感じている点などがあれば教えてください。

4. 保育園の建物・施設・設備などについて

(1) 保育園の建物、施設、設備、教材、教具などについて満足していますか。

- ①満足 ②まあ満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤とても不満

ご回答 _____

(2) どんな点で満足、あるいは不満ですか。具体的に教えてください。

5. 保育内容について

(1) 保育内容（日常的な保育、園行事など）について満足していますか。

- ①満足 ②まあ満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤とても不満

ご回答 _____

(2) 給食（おやつなどを含む）について満足していますか。

- ①満足 ②まあ満足 ③どちらでもない ④やや不満 ⑤とても不満

ご回答 _____

(3) どんな点で満足、あるいは不満ですか。具体的に教えてください。

6. クラスの人数について ※お子さんが2人以上保育園に在園されている方は、複数お答えください。

(1) お子さんのクラスの人数は適正だと思いますか。

- 【 ____才児】 ①多すぎる ②ちょうど良い（適正である） ③少なすぎる

ご回答 _____

お子さんのクラスの人数は適正だと思いますか。

- 【 ____才児】 ①多すぎる ②ちょうど良い（適正である） ③少なすぎる

ご回答 _____

お子さんのクラスの人数は適正だと思いますか。

- 【 ____才児】 ①多すぎる ②ちょうど良い（適正である） ③少なすぎる

ご回答 _____

(2) 草加市は09年度の保育事業説明会において、緊急待機児対策として定員の25%を上限とする「定員の弾力化（＝定員を超える入所：保育園に入れる園児数を増やすこと）」の方針を打ち出しています（市の説明では一人あたりに必要な施設面積の確保や保育士配置基準は遵守するとのことです）。あなたは、定員の弾力化についてどう思いますか？

- ①良い ②やめて欲しいが仕方がない ③やめて欲しい ④その他

ご回答 _____

(3) 子どもたちの安全確保という点も含めて、クラスの人数や定員の弾力化について感じている点があれば教えてください。

7. 公立保育園以外の保育施設利用について教えてください。

(1) 公立保育園に入る前に、私立保育園・家庭保育室・幼稚園・認可外保育園・ベビーホテルなどを利用したことがありますか。

- ①ない
②ある→（該当する施設の□にチェックしてください
□私立保育園 □家庭保育室 □幼稚園 □認可外保育園 □ベビーホテル □その他)

ご回答 ① : ② _____

*「ベビーホテル」とは、認可外保育施設の内、夜8時以降の保育や宿泊を伴う保育を常時運営している施設を指します。

(2) 上で「② ある」の回答の方におうかがいします。それはなぜですか。（複数回答可）

- ①公立保育園より保育がすぐれていると思ったため ②保育料が安い
③公立保育園に入れなかったため ④朝や夜の保育時間のゆうずうがきくため
⑤土日も預かってくれるため ⑥自宅や職場の近くにあってため
⑦子どものためには公立保育園よりいいと判断したため ⑧その他

ご回答 _____

(3) みなさんにおうかがいします。

公立保育園以外の保育施設についての期待やご意見・ご感想などがありましたら教えてください。

8. 時間外・延長保育について

時間外保育…月～金 7:30～8:30、16:30～18:30／土 7:30～8:30、12:00～15:30

延長保育 …月～金 7:00～7:30、18:30～19:00／土 7:00～7:30、15:30～19:00

※延長保育は現在 10 園(きたうら、さかえ、あさひ、しのは、にしまち、せざき、ひかわ、あおやぎ、やつかかかみ、あずま)実施

(1) 時間外・延長保育を現在利用していますか。

① 利用している→ (該当する送り・迎えの時間帯の□にチェックしてください)

送り □7:00～7:29 □7:30～7:59 □8:00～8:29

迎え □16:31～17:00 □17:01～17:30 □17:31～18:00 □18:01～18:30 □18:31～19:00

② 利用していない

③ 申請したが認められていない

ご回答

(2) 時間外・延長保育の時間をどう思いますか。

①いまのままで良い ②延長してほしい

ご回答) ① / ② 朝 _____ : _____ ~ / 夕方 _____ : _____ まで

(3) 現在、公立保育園を利用した後に“二重保育”として利用している保育施設などがありますか。

①認可外保育園 ②ベビーホテル ③幼稚園の預かり事業 ④ファミリーサポート事業

⑤その他 (知人・祖父母宅等)

ご回答) _____ 朝 _____ : _____ ~ / 夜 _____ : _____ まで

9. 父母連のホームページ (<http://www.soka-fuboren.org>) についてお伺いします。

ホームページにどのような内容が掲載されていれば便利だと思われませんか。ご提案・ご意見をお聞かせください。

10. 草加市内の私立保育園では、主食代月 600 円を保護者が負担し、3 歳児以上の完全給食が実施されています。一方公立保育園の場合は、3 歳児以上は主食持参です。

あなたは主食代の費用負担をしても、3 歳児以上の完全給食実施を希望しますか。

①主食代を負担しても良いので、3 歳児以上の完全給食を実施してほしい。

②毎月の主食代の負担は望まないの、今のまま、3 歳児以上は主食持参で良い。

③主食代負担の有無にかかわらず、今のまま、3 歳児以上は主食持参で良い。

④その他 (④の方は具体的なお意見をお聞かせください)

ご回答

11. 次の事項でぜひとも実現してほしいと思うものを、3 つまで選んでください。

①保育料の引き下げ

②延長保育の時間枠拡大

③産休明け保育の実施 (現在きたうら保育園・ハッピーナーサリーでのみ実施)

④0 歳児保育の全園での実施

⑤受付期間の見直し (妊娠中からの受け付け)

⑥障がい児保育の拡大

⑦保育園職員の増員

⑧布団、ティッシュペーパーなどを公費負担に

⑨3 歳児以上の完全給食の実施

⑩全園への看護師の配置

⑪病気のときに預けられる施設

⑫時間外保育への正規職員の配置

⑬延長保育の全園での実施

⑭保育園の新設

⑮その他

ご回答

12. その他、国・県・市の保育行政、草加市保育園父母会連合会 (全ての公立園保護者は会員です) のあり方等についてのご意見・ご提案などがありましたら、教えてください

※参考資料 2009(平成21)年度 保育料表

階層 区分	定義	平成21年4月1日現在の年齢					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層とD階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	A階層とD階層を除き前年度分の市町村民税均等割の額のみ	6080円	6080円	6080円	4450円	4450円	4450円
C2	A階層とD階層を除き前年度分の所得割の額が1万円未満	8520円	8520円	8520円	6870円	6870円	6870円
C3	A階層とD階層を除き前年度分の所得割の額が1万円以上	1万10円	1万10円	1万10円	8430円	8430円	8430円
D1	A階層を除き前年分所得税1500円未満	1万2670円	1万2670円	1万2670円	9980円	9980円	9980円
D2	A階層を除き前年分所得税1500円以上7500円未満	1万4920円	1万4920円	1万4920円	1万2290円	1万2290円	1万2290円
D3	A階層を除き前年分所得税7500円以上1万5000円未満	1万7860円	1万7860円	1万7860円	1万5300円	1万5300円	1万5300円
D4	A階層を除き前年分所得税1万5000円以上3万円未満	2万2900円	2万2900円	2万2900円	2万260円	1万9970円	1万9970円
D5	A階層を除き前年分所得税3万円以上4万5000円未満	3万170円	3万170円	3万170円	2万7450円	2万3340円	2万3340円
D6	A階層を除き前年分所得税4万5000円以上6万円未満	3万4350円	3万4350円	3万4350円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D7	A階層を除き前年分所得税6万円以上7万5000円未満	4万2400円	4万2400円	4万2400円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D8	A階層を除き前年分所得税7万5000円以上9万円未満	4万7550円	4万7550円	4万7550円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D9	A階層を除き前年分所得税9万円以上11万2500円未満	5万1050円	5万1050円	5万1050円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D10	A階層を除き前年分所得税11万2500円以上14万2500円未満	5万5200円	5万5200円	5万5200円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D11	A階層を除き前年分所得税14万2500円以上17万2500円未満	5万6900円	5万6900円	5万6900円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D12	A階層を除き前年分所得税17万2500円以上20万2500円未満	5万7750円	5万7750円	5万7750円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D13	A階層を除き前年分所得税20万2500円以上23万2500円未満	5万8030円	5万8030円	5万8030円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D14	A階層を除き前年分所得税23万2500円以上26万2500円未満	5万8980円	5万8980円	5万8980円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D15	A階層を除き前年分所得税26万2500円以上31万2500円未満	5万9920円	5万9920円	5万9920円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D16	A階層を除き前年分所得税31万2500円以上36万2500円未満	6万600円	6万600円	6万600円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D17	A階層を除き前年分所得税36万2500円以上63万2500円未満	6万1500円	6万1500円	6万1500円	2万7780円	2万3340円	2万3340円
D18	A階層を除き前年分所得税63万2500円以上90万2500円未満	6万8750円	6万8750円	6万8750円	3万1350円	2万6160円	2万6160円
D19	A階層を除き前年分所得税90万2500円以上	7万6000円	7万6000円	7万6000円	3万4920円	2万8990円	2万8990円

減免特例

1. 同一世帯から2人以上の児童が保育園に入園又は家庭保育室に入室している場合、保育料の高い順に2人目の児童は半額、3人目以降の児童は10分の1に保育料が減額されます。
2. 保育園入園児の兄・姉が幼稚園や認定こども園に在園していると、保育料が減額となる場合があります。詳しくは保育課へお問い合わせ
3. C1～D7階層に属し、寝たきり高齢者及び障害者が世帯に同居している場合、定められた保育料が半額となります。

※父母連事務局より補足

上記の表と減免特例の記述は草加市ホームページよりの転載です。減免特例に関しては「保育料の高い順に2人目の児童は半額、3人目の児童は10分の1に保育料が減額」とありますが、平成20年4月25日に行われた「平成20年度保育事業説明会(草加市主催)」での資料によると「本年度から、兄弟減免については、兄弟が幼稚園に入園している場合についても減額算定の対象とする」とともに、すべての階層において年齢が下の子の保育料を減額していきます。(民間認可外保育園や家庭保育室についても同様です)」とあり、実際に今年度4月分の保育料からは、年齢が下の子の保育料が減額されています(一部例外を除く)。